

令和8年度 山梨市学童クラブ利用案内

山梨市

《学童保育(放課後児童健全育成事業)とは》

放課後、保護者及び同居家族（同一敷地内の別家を含む）の就労等により留守家庭となる児童に対し、集団活動を通じて児童の健全な育成及び豊かな情操を育む生活習慣を習得させることを目的とした保育事業です。

－ 目 次 －

1 ページ	．．．．．	目次
2 ページ	．．．．．	〈1〉 対象児童
3 ページ	．．．．．	〈2〉 学童クラブの開設場所及び定員について
4 ページ	．．．．．	〈3〉 開所時間及び休業日等について
5 ページ	．．．．．	〈4〉 主な活動内容について
6 ページ	．．．．．	〈5〉 延長保育について
		〈6〉 利用に関する届出等について
7 ページ	．．．．．	〈7〉 利用料について
		〈8〉 児童の送迎について
8 ページ	．．．．．	〈9〉 緊急時の対応について
11 ページ	．．．．．	〈10〉 家庭との連絡について
		〈11〉 申込み方法について
14 ページ	．．．．．	〈12〉 その他注意事項等
16 ページ	．．．．．	〈13〉 学童クラブ利用に関するよくある質問

- この利用案内は、学童クラブの入会手続き・利用内容等についての説明が記載されています。お申し込みの前によく読んでいただき、その後も大切に保管してください。
- 事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合は、入会取り消しとなりますので、ご承知ください。

〈1〉対象児童

次の（１）～（３）までの条件を全て満たす場合に対象となります。

（１）山梨市内の小学校に在籍する児童（定員を超えるなどの状況により待機をお願いする場合があります）。

（２）保護者及び同居家族が以下の項目のいずれかの要件を満たし、放課後に家庭が常時留守となり保育が受けられない状態にある児童。

※同居とは、同一番地、敷地の隣接を含みます。その他については、聞き取りによって判断します。

項 目		内 容	利 用 期 間
就 労	常 勤	常時雇用されている者	職務に従事する期間
	パート	常勤雇用と比較して労働時間が短い及びその他の不安定就労者であって、その従事時間の実態による。	職務に従事する期間
	内 職	日々内職に従事している者	内職に従事する期間
	自営業（事業主）	自営業で本人（事業主）	職務に従事する期間
	自営業（専従者）	専従者（事業主に協力している者）	職務に専従する期間
	農 業（事業主）	日々農業に従事している者（事業主）	農業に従事する期間
	農 業（専従者）	日々農業に専従している者	農業に専従する期間
就 学		各種学校へ通学している者	通学に必要な期間
災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧	復旧に必要な期間
保護者の疾病		医師の診断により安静を要する者	安静を要する期間
保護者の障害		障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できる者	障害により保育を必要とする期間
ご家族の看護や介護		家族入院の付き添いや自宅での看護・介護をしている者	看護又は介護に要する期間
求職活動中		ひとり親または主たる生計維持者の一時的な失職にあたる者	2ヶ月が限度
母の出産		産前2ヶ月、産後3ヶ月に限る (出産日から3ヶ月後の月の末日まで)	産前産後の安静を要する期間

※自営業・農業の専従者の場合は、3ヶ月に1度、事業主の証明を受けた就労

状況届出書の提出が必要になります。

※ご家族の看護や介護の場合は、3ヶ月に1度、看護・介護状況届出書の提出が必要になります。

※土曜日学童クラブの利用は、両親共に土曜日の勤務があり、祖父母など保育ができる方がいない場合に限ります。毎月20日までに翌月の土曜日就労証明書を職場で勤務時間等を記入してもらい、両親共に学童クラブへ提出してください。

(3) 学童クラブ利用料に滞納がない家庭の児童。

◆対象とならない児童

- ①同居家族、または同居家族に等しい祖父母のいずれかが健在（無職等）で、家族の中に保育可能な方がいる家庭の児童。
- ②両親が自宅自営で就労しているが、どちらかが児童の保育が可能な場合。
- ③学童クラブ利用料に滞納がある家庭の児童。
- ④病気中の児童や心身が虚弱で集団の保育に耐えられないと認められる児童。
- ⑤その他、学童クラブの運営に支障があると認められる児童。

※個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった用事や、事前に届出された事由以外での用事ではお預かりできません。

◆病気や障害等により特別な支援が必要な児童について

学童クラブは、療育機関としての機能は備えておりません。重度の食物アレルギーや病気、障害等に対し、指導員が対応できないと判断した場合は、入会できない場合もあります。

〈2〉学童クラブの開設場所及び定員について

学童クラブ名	所 在	電話番号	定員
加納岩学童クラブ	山梨市下神内川 182 番地 (加納岩児童センター内)	23-2429	50人
おおとり学童クラブ	山梨市下神内川 123 番地 2 (加納岩小学校内)	23-5668	40人
日下部第一学童クラブ	山梨市小原東 717 番地 (日下部児童センター内)	23-0383	50人
日下部第二学童クラブ	山梨市小原東 717 番地 (日下部児童センター内)	23-0383	30人
山梨学童クラブ	山梨市正徳寺 1273 番地 1 (山梨児童センター内)	23-5661	60人
八幡学童クラブ	山梨市北 1900 番地 1 (八幡小学校内)	22-1114	40人

日川学童クラブ	山梨市歌田 140 番地 1 (日川小学校敷地内)	2 3 - 5 6 6 2	5 0 人
後屋敷学童クラブ	山梨市三ヶ所 877 番地 (後屋敷小学校内)	2 3 - 5 6 6 3	5 0 人
岩手学童クラブ	山梨市東 1734 番地 1 (岩手公民館内)	2 3 - 5 6 6 4	4 0 人
笛川学童クラブ	山梨市牧丘町窪平 1212 番地 1	3 5 - 5 1 6 1	4 0 人

※入会要件を満たした低学年（１年生～３年生）で年間をとおして必要な方が優先となります。定員を超えた児童は待機児童とし、定員に空きができ次第保育状況を考慮し、入会を検討します（待機児童の優先順位は、入会要件の内容及び生年月日の遅い順とします）。

※加納岩学童クラブ・おおとり学童クラブについては、入会希望学童クラブ欄には記入しないでください。入会審査後、入会決定通知にて保護者へ通知します。

※日下部第一学童クラブ・日下部第二学童クラブについては、入会審査後、入会決定通知にて保護者へ通知します。

〈３〉開所時間及び休業日等について

◆開所時間

- ・平日（月曜日から金曜日）・・・午後２時（授業終了後）から午後６時
- ・学校休業日及び夏・冬・春休み・・・午前８時から午後６時

※この時間を越えての保育はできません（延長保育利用者を除く）。

※土曜日は決定者のみ、加納岩・日下部・山梨児童センター内の学童クラブで、午前８時から午後６時まで行います。ただし、土曜日のみの希望は受け付けません。また、利用希望者数により実施しない場合があります。

※学校休業日の開所時間は午前８時からです。安全確保のため、開所時間より前に児童が来所しないように、ご協力をお願いします。また、午前８時の開所では保護者の始業時間に間に合わない場合は、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。

◆休業日

- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
- ・その他市長が定める日

※加納岩・日下部・山梨児童センター内学童クラブは、土曜日也希望者のみ受け入れ開所しています。

◆閉所

台風の接近・大雪等の災害、感染症の発生により学校が短縮授業・臨時休校等になった場合は閉所となります。

- ※閉所の例 ①台風が接近・通過中で、外出することが困難な場合
 ②大雪で、道路が通行困難な場合
 ③感染症等の発生
 ④その他、学童クラブでの預かりが危険と判断される場合

〈4〉主な活動内容について

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

①生活の指導

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせます。

②遊びの指導

遊びを通じての自主性、社会性、創造性を培います。

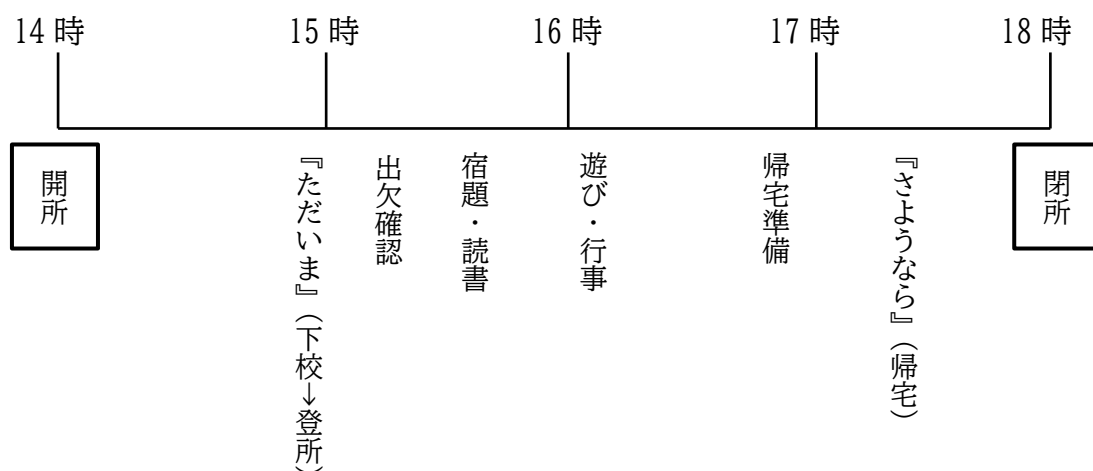
③安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

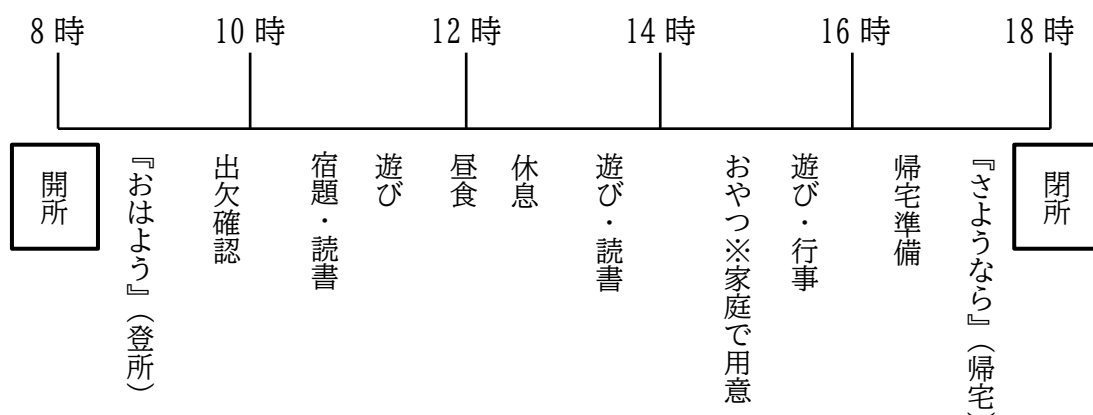
④家庭・学校・地域等との連携

日常的な連絡や情報交換を行うとともに、家庭・学校・地域と連携を図ります。

○学童クラブの一日（平常授業の場合）



○学童クラブの一日（学校休業日の場合）



〈5〉延長保育について

保護者の就労等の理由により、閉所時間までのお迎えが困難な場合には、最大で午後6時30分まで延長保育を利用することができます。延長保育が必要な方は、必ず専用申込用紙により事前に申請をしてください。

家庭での時間を大切にさせていただくため、世帯内、又は近隣に住む祖父母等に協力を得られるかどうかを家庭内で話し合っていたいただき、保育が可能な方がいる場合等は利用できません。

申込書については、利用開始希望日の7日前までに学童クラブへ提出してください。

〈6〉利用に関する届出等について

届 出 名	届出するとき（届出の内容）	備考
休 会 届	4週連続（28日）以上連続して学童クラブを休む場合	連続して休会できる期間は原則として2ヶ月までです。
退 会 届	学童クラブの利用が必要でなくなった場合	月途中の退会の場合でも利用料の減額はありません。

※上記届出書については、希望日の7日前までに学童クラブへ提出してください。

◆土曜日利用に関する届出等について

届 出 名	届出するとき（届出の内容）	備考
土 曜 日 休 会 届	翌月の土曜日の学童クラブを休む場合	連続して休会できる期間は原則として2ヶ月までです。
土 曜 日 退 会 届	翌月から土曜日の学童クラブの利用が必要でなくなった場合	月途中の退会の場合でも利用料の減額はありません。

※上記届出書については、前月20日までに学童クラブへ提出してください。

〈7〉利用料について

◆利用料

区 分	土曜日利用	料金（月額）	備 考
8月以外の月	なし	3,000円	月途中の入退会の場合、利用の有無にかかわらず、利用料は月額がかかります。
	あり	4,000円	
8 月		8,000円	

※同世帯で2人以上の児童が入会する場合、2人目から半額となります。

※生活保護世帯及びひとり親世帯で前年度の市民税が非課税の場合は、減額申請をしていただくと利用料が免除になります。

※4週間（28日）以上連続して学童クラブを休む場合は、「休会届」により利用料が減額されます。（連続して休会できる期間は、原則として2ヶ月までです）

※利用料の支払いが滞った場合は、利用を停止させていただく場合があります。

◆納付について

①休会届、退会届が提出されていない場合、利用の有無や日数にかかわらず利用料が発生します。

②納付方法は、原則口座振替でお願いいたします。

③口座振替の手続きには、入会決定通知に同封する「山梨市口座振替依頼書」を各金融機関へ提出する必要があります。以前学童クラブで口座振替を利用されたご家庭については、提出の必要はありません。

なお、保護者の方が変更（父から母など）されている場合は、以前利用していた場合も口座振替依頼書の提出が必要になります。

④口座からの引き落とし日は、毎月原則25日です。ただし、振替日が休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

※引き落とし日の前には、必ず口座の残金確認をお願いいたします。

〈8〉児童の送迎について

＊1年生は家族の送迎による帰宅とします。

＊2年生以上については、児童の安全確保のうえ、帰宅方法を学童クラブ利用申請書にてお申し出ください。土曜日等学校休業日や長期休業日（夏休みなど）は、原則家族の送りとします。

＊学童クラブから学習塾などへ通う場合については、保護者の責任により直接学童クラブから通うこともできます。入会后、学童クラブ利用申請書にその旨をご記入いただくとともに、指導員に予定時間等を報告してください。なお、この場合は学童

クラブには戻らず、そのまま帰宅してください。

- *学習塾などへ通う時間は児童自身で管理してください。指導員が時間に案内できないことをご了承ください。
- *土曜日等学校休業日や長期休業日（夏休みなど）は、学童クラブ前で、児童だけで開所を待つことは大変危険ですのでおやめください。2年生以上で、やむを得ない理由により送り届けができず、児童のみで登所する場合は、登所方法確認届を提出してください。
- *延長保育利用者を除き、午後6時までにお迎えに来られなくなってしまったときのために、代理でお迎えに来ていただく方（親族等）を必ず申請しておいてください。

〈9〉緊急時の対応について

災害（台風含む）等や感染症の発生により、学校の判断により短縮授業・臨時休校等の判断がされた場合、または急病等で下校する場合は、保護者の責任において保護してください。

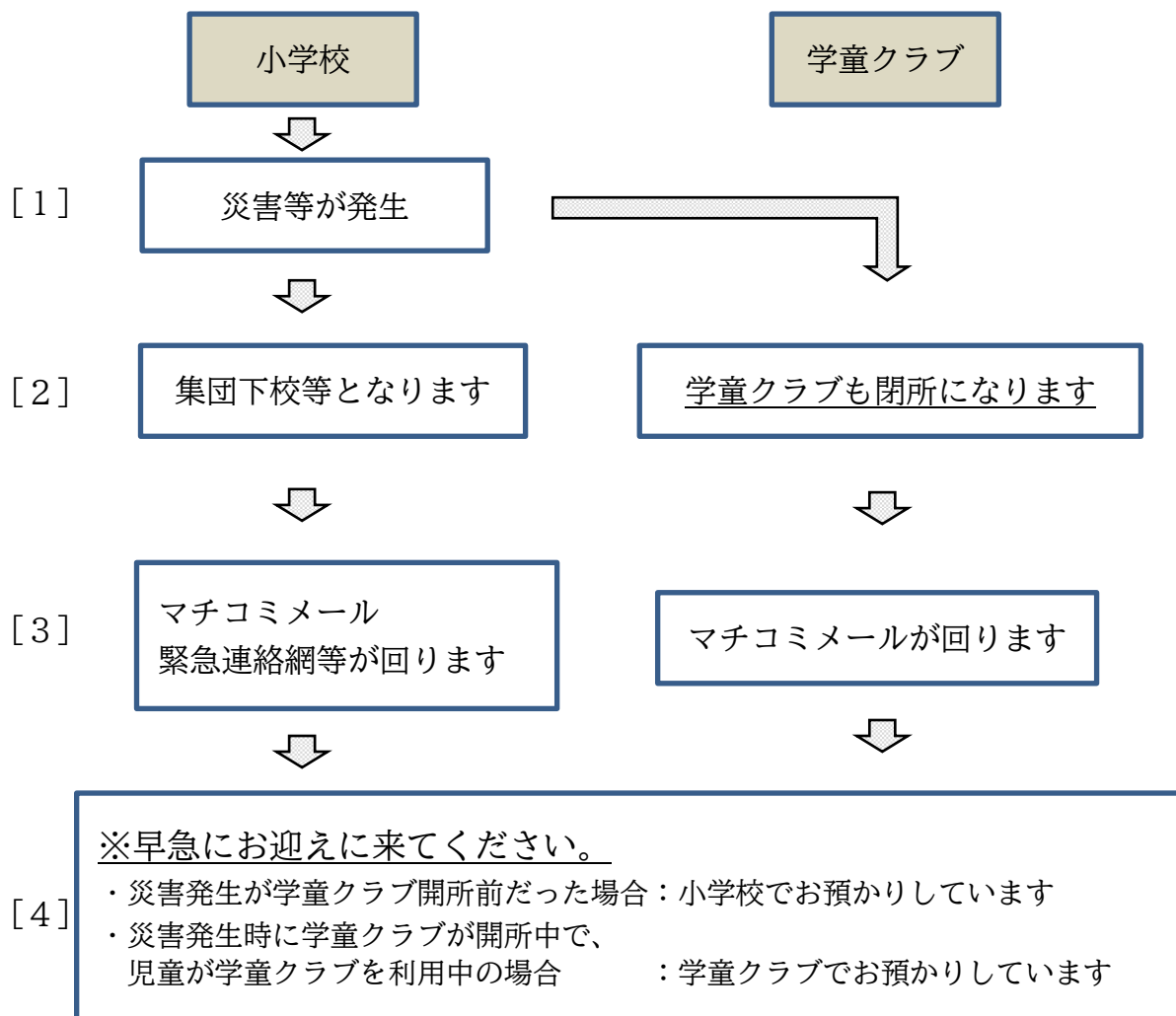
学童保育中に、災害等により市こども・子育て課・運営事業者の判断で学童保育を閉所とした場合、また、児童の体調がよくない場合等は、緊急連絡先へ連絡しますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

また、災害時は原則として学校の指示に従いますが、状況により一時避難所に避難して保護者のお迎えを待ちます。この場合、学童クラブの入口、玄関等に避難場所を掲示しておきます。

◆【緊急連絡先の届出について】

申請時と入会決定後に緊急連絡先を確認させていただいておりますが、変更があった場合は、学童クラブまでご連絡ください。

◆【小学校授業日に災害(台風含む)等で臨時休校又は早めの下校となった場合の対応】



◆【小学校休業日に災害(台風を含む)等で学童クラブの開所が困難となった場合の対応】

- [1] 当日又は前日までに保護者へマチコミメールで連絡し、学童クラブは閉所となります。(※既に開所している場合は早急にお迎えに来てください。)

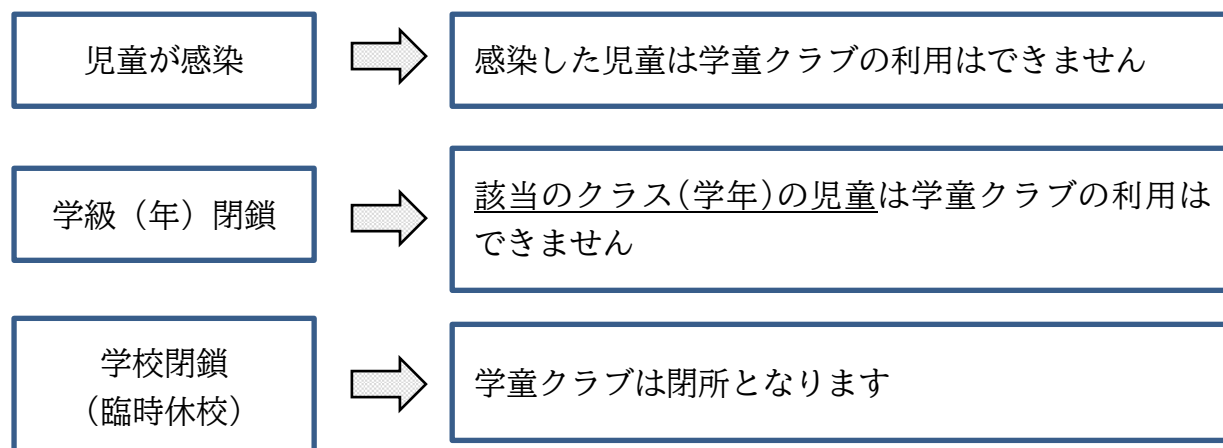
学童クラブを利用中に震度5強以上の地震が発生し観測された場合は、速やかにお迎えをお願いします。

なお、通信手段の混乱が予想されるため、学童クラブからの連絡はいたしません。

※小学校の対応と同じです。

◆【インフルエンザ等の感染症時の対応】

集団生活の場である学童クラブにおいて感染症の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されているインフルエンザ等の感染症にかかった場合、またはその疑いがある児童は利用を制限しますので、学童クラブへ報告をお願いします。また、完治した場合は登校（所）許可書の提出をお願いします。通常時は学校へ提出される書類のコピーを、学校が長期休業中（夏・冬・春休み）で、学校に書類を提出されない場合は、学童クラブ専用の登所届の提出をお願いいたします。



※この他に、学童クラブ利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡する場合がありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いします。

学童クラブには、学校の保健室のように具合が悪い児童が休める設備はありません。毎日多くの児童が利用していますので、他の児童への感染を防ぐ意味でも、速やかにお迎えをお願いします。

また、学校で具合が悪くなった場合は、学童クラブに登所させず、直接学校へお迎えをお願いします。

緊急時の対応は、あくまで基本的な対応を定めたものであり、実際の緊急時には状況に応じた対応をとることがありますのでご承知おきください。

〈10〉家庭との連絡について

◆次の場合は、電話(留守番電話で24時間対応)またはファクシミリで連絡してください。

- ①学童クラブを欠席する場合(学校を休んだ場合も必ず学童クラブへも連絡してください)。
- ②感染症等を発症した場合。
- ③都合でお迎え予定時間に変更がある場合。
- ④お迎えの方が変更になる場合、または学童クラブ利用申請書に記載されていない方がお迎えに来る場合。
- ⑤2年生以上の児童を一人で帰宅させる場合。

※いずれの場合も、児童からの口頭連絡は認めません。

◆次の場合は、指導員から保護者の緊急連絡先へ連絡させていただきます。

- ①児童の体調不良やケガにより、お迎えをお願いする場合。
- ②事前連絡なく、児童が学童クラブに来ない場合。
- ③事前連絡なく、普段と違う方(学童クラブ利用申請書に記載されていない方)がお迎えに来た場合。
- ④その他、指導員が連絡を必要と判断した場合。
- ⑤災害発生時及び災害が予想される場合。

〈11〉申込み方法について

※入会申請に必要な下記の書類にご記入のうえ申請してください。

- 申請書類
- ①学童クラブ入会申込書・・・様式第1号(第4条関係)
 - ②学童クラブ入会者調査票・・・様式第1号の2(第4条関係)
 - ③就労証明書(家庭外就労・内職)・・・様式第1号の3(第4条関係)
就労証明書(自営業・農業)・・・様式第1号の4(第4条関係)
※自営業・農業の事業主は自営業・農業をしていることを証明できる書類(確定申告の写し等)を添付してください。
※自営業・農業の専従者の場合は、3ヶ月に1度、事業主の証明を受けた就労状況届出書の提出が必要になります。
※ご家族の看護や介護の場合は、3ヶ月に1度、看護・介護状況届出書の提出が必要になります・・・様式第1号の8(第4条関係)
 - ④学童クラブ利用に関する同意書及び誓約書・・・様式第1号の7
(第4条関係)
※同世帯で2人以上の児童が申請する場合は、入会申込書・入会者調査票は1人につき一部、就労証明書等(保育に欠ける証明)については1世帯で一部の提出をお願いします。
※児童本人に障害者手帳が交付されている場合には、申込みの際に「氏名」「等級」が記載されている箇所の写しを提出してください。

※勤務等を証明する次のいずれかの書類（同居家族で就労等している方はすべて必要となります）が必要です。

保護者（同居家族）の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員など被雇用者の方	・ 就労証明書 （山梨市が定めた様式）	・ 勤務先で記入してもらってください。 ・ 勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業（事業主）	・ 就労証明書 （山梨市が定めた様式） ・ 営業許可書または確定申告書の写し等	・ 就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認を行う場合があります。
自営業（専従者）	・ 就労証明書 （山梨市が定めた様式）	※就労状況届出書 （山梨市が定めた様式） 3ヶ月に1度、事業主の証明を受けた就労状況届出書の提出が必要になります。
農業（事業主）	・ 就労証明書 （山梨市が定めた様式） ・ 確定申告書の写し等	・ 就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認を行う場合があります。
農業（専従者）	・ 就労証明書 （山梨市が定めた様式）	※就労状況届出書 （山梨市が定めた様式） 3ヶ月に1度、事業主の証明を受けた就労状況届出書の提出が必要になります。
就学中の方 （職業訓練所含む）	・ 在学証明書 ・ 学生証（写） ・ 入学許可証（写） 上記のうちのどれか一つ	・ 児童の放課後の監護にあたるのが困難なことが分かるものを提出してください。
災害復旧	・ 罹災証明（写）	・ 児童の放課後の監護にあたるのが困難なことが分かるものを提出してください。

疾病・障害のある方	・医師の診断書等（発行から3ヶ月以内のもの）または障害者手帳（写）	・児童の放課後の監護にあたるのが困難なことが分かるものを提出してください。
ご家族の看護や介護がある方	・看護や介護を必要とする方の要介護証明、障害者手帳等（写）または診断書（発行日から3ヶ月以内のもの）	※看護・介護状況届出書（山梨市が定めた様式） 3ヶ月に1度、看護・介護状況届出書の提出が必要になります。
求職活動中の方	・ハローワークの登録票（写） ※証明できる書類がない場合は入会できません。 ※2ヶ月以内に新しい勤務先の就労証明書を提出してください。	・ひとり親または主たる生計維持者の一時的な失職にあたる場合が該当します。 ・ <u>2ヶ月が限度です</u> 。
母の出産	・母子手帳の写し（出産前は分娩予定日記載欄と保護者氏名欄。出産後は出生届出済証明欄）	・産前2ヶ月、産後3ヶ月で安静を要する期間。 （出産日から3ヶ月後の月の末日まで）

＊入会申請から決定まで

令和8年4月入会受付

①書類配布 令和7年11月10日（月）から市こども・子育て課窓口と学区内学童クラブにて配布。

②入会申請 令和7年12月1日（月）から12日（金）
までの間に、市こども・子育て課窓口か学区内の学童クラブに申請してください。

（市への申請は午前9時から午後5時。ただし、正午から午後1時を除く。学童クラブへの申請は午後2時から午後6時。いずれも土・日曜日、祝日を除く。）

※申込み期間厳守、申請書類は全て揃えて必ず保護者の方が持参してください。（必要書類が揃わない場合は、審査対象になりません。）

③入会審査 書類審査、入会審査により入会者順位を決定します。申込み内容に不明な点がある場合は、必要に応じて家庭訪問や電話等により確認を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

※入会審査の結果、学童保育が必要でないと判断されたときは入会できません。

また、定員超過により入会できない場合もありますのでご了承ください。

④入会決定 入会の可否は、決定通知により保護者へお知らせします（通知の送付

は1月下旬から2月中旬を予定しています)。

◆土曜日学童クラブを希望される方

土曜日学童クラブの利用は、両親共に土曜日の勤務があり、祖父母など保育ができる方がいない場合に限ります。毎月20日までに翌月の土曜日就労証明書に職場で勤務時間等を記入してもらい、両親共に学童クラブへ提出してください。

◆継続して入会を希望される方

学童クラブの入会期間は1年(4月1日から翌年3月31日まで)です。現在学童クラブに在籍中で、令和8年度も継続して入会を希望する場合も、再度入会申請が必要になります。入会申込期間は前述の「令和8年4月入会受付」と同じになります。

なお、継続希望の児童を優先する制度とはなっておりませんので、定員超過の場合は待機児童とし、定員に空きができ次第保育状況を考慮し、随時入会を検討します。

また、学童クラブ利用料に滞納がある場合は入会できません。

令和8年5月から令和9年3月入会受付

利用希望月の2ヶ月前から申込受付いたします。申込書類を全て揃えて市こども・子育て課まで提出してください。ただし、書類審査や利用調整を行った後、決定通知がお手元に届くまで数日から数週間かかりますので、早めに申込書類の提出をお願いします。

※定員に空きがない場合等は待機児童となります。

※「申込書類を提出した翌日からの入会希望」ということはできません。必ず入会決定通知が届いてからの受け入れになります。

〈12〉その他注意事項等

※以下に該当する場合、学童クラブ入会許可を解除することがあります。

◆入会申込書(就労証明書等)の内容に偽りがあった場合。

※証明の内容に対して、現地確認や電話確認等をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。証明の内容と異なる就労状況であった場合は、学童クラブの利用を取り消すこともあります。証明内容には責任を持ちご提出ください。

◆他の児童や指導員、または施設や備品を故意に傷つけるおそれがある場合。

※故意に他の児童や指導員、施設や備品を傷つけた場合、治療費や修繕費をご負担いただく場合があります。また、送迎時の保護者による施設(駐車場等)での破損も同様ですので、ご注意ください。

◆健康又は行動に著しい問題がある等、児童が集団の活動を行えないと認められた場合。

◆保育実施理由が消滅した場合。

◆その他学童クラブの管理運営上支障がある場合。

※他の児童や指導員に対して暴力を振るう、学童クラブの規則等を守らない、指導員の指示に従わない、無断欠席が頻繁にある（児童の入院等のやむを得ない事情は除く）や開所時間外のお迎えが頻繁にある等

*学童クラブの利用については、以下のことにご留意ください。

◆入会申込書を提出する際、申込書類を全て揃えて提出してください。

※申込書類（就労証明書、必要書類等）が全て揃っていないと、入会審査の際に書類の記載内容の証明ができないと判断し、入会できません。

◆保護者の勤務が無い日は、家庭での時間を大切にしてください。

※あくまで保育の欠ける時間を補助することが目的です。そのため、家庭の中で保育できる状態にある時（お仕事がお休みのとき、お仕事が早く終わったとき等）は、学童クラブの利用はできません。

◆閉所時間は午後6時ですが、お仕事等が終わり次第、速やかにお迎えをお願いいたします。

◆通常の送迎者以外の方（学童クラブ利用申請書に記載されていない方）がお迎えに来る場合は人物等の特定ができませんので、必ず事前に指導員へ送迎者の名前を連絡してください。確認後に引き渡しを行います。

◆学童クラブへ登所した後は、児童は自由に学童クラブから出入りできません。
そのため、学校へ忘れ物等を取りに行くことはできません。

◆学童クラブでは、指導員が児童に薬を飲ませる等の行為は行うことができません。
また、指導員による児童への坐薬の使用は行いません。ただし、熱性けいれんやてんかん等の持病をお持ちの児童に関しては、主治医の指示の下、緊急の場合に備えて坐薬（抗けいれん剤）をお預かりすることが可能な場合があります。詳細は学童クラブまでご相談ください。

◆学童クラブは、学校や塾とは違い勉強を教えません。宿題はあくまでも本人の意思に任せますので、最終チェックは各家庭でお願いいたします。また、下校時間が遅く

なったときや行事に参加するときなどは、宿題ができないことがあります。

◆住所や氏名、勤務先等が申請時から変わった場合は、必ず学童クラブへ報告してください。

＊市ホームページ活用について

<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

◇市ホームページに、学童クラブに関する情報や届出の様式等を掲載していますので、ぜひご活用ください。

【ダウンロードできる届出様式等】

- ・学童クラブ利用案内
- ・学童クラブ入会申込書・学童クラブ入会者調査書
- ・就労証明書
- ・学童クラブ利用に関する同意書及び誓約書 ほか

〈13〉学童クラブ利用に関するよくある質問

1. 自営業だが入会は可能ですか？

→児童と離れて就労等に従事している場合は可能ですが、児童を保育できる状態であるときは、家庭での保育をお願いします。審査基準があるため、優先順位によりお断りする場合があります。

2. 祖父母、叔父、叔母、成人した兄姉（学生を除く）が同居しているが、就労証明書は必要ですか？

→必要です。同居家族が保育できる場合は家庭での保育をお願いします。

3. 保護者が就学しているが入会は可能ですか？

→可能です。保護者自身が就学している場合は、在学証明書、または入学許可証等の写しを提出してください。

4. 看護や介護、疾病のために働けないが入会は可能ですか？

→看護・介護の場合はそれらを必要とする方の要介護証明、障害者手帳の写し、または診断書（発行日から3ヶ月以内のもの）のいずれかを提出してください。
また、入会後は3ヶ月に一度、看護・介護状況届出書の提出が必要になります。
→自身の疾病の場合は、発行から3ヶ月以内の診断書または障害者手帳の写しを提出してください。

5. 求職活動中の入会は可能ですか？

→求職活動の時間は保育可能です。その場合、ひとり親または主たる生計維持者

が対象で、入会許可期間は2ヶ月が限度です。また、ハローワークの登録票の写しを提出する必要があります。

6. 求職活動の結果、就労を開始することになったが、入会期間を変更できますか？
→失職から2ヶ月以内であれば変更できます。学童クラブ入会期間変更届、就労証明書を提出してください。失職から2ヶ月以上で既に退会している場合は、入会申込書類一式を提出してください。改めて入会審査を行います。
7. 出産予定で産休しているが入会は可能ですか？
→出産の場合の入会期間は、出産予定の2ヶ月前から出産後3ヶ月となります。
出産予定の場合は、母子手帳（分娩予定日記載欄・保護者氏名欄）の写しを提出してください。
また、出産後は母子手帳（出生届出済証明欄）の写しと学童クラブ入会期間変更届を提出してください。
※「入会申込み時点」と「学童クラブ利用期間中」で提出書類が異なりますのでご注意ください。
8. 保護者が単身赴任しているが、就労証明書の提出は必要ですか？
→単身赴任でも証明は必要になります。必ず申込み期限内に提出をお願いします。
9. 保育園の保育料や学童クラブの利用料に滞納があるが入会は可能ですか？
→滞納分全ての支払いが確認できるまで入会できません。
10. 母の勤務時間が短くなり、夕方早く帰宅できるようになりましたが、そのまま利用できますか？
→放課後に家族が家庭にいて、児童を保育できる状態になった場合、学童クラブは利用できません。
11. 利用する予定だったが、結局月に1日も利用しませんでした。利用料を返してほしい。
→利用の有無にかかわらず、利用申請があった月は利用料が発生し、返金はできません。翌月に利用しないことが事前にわかっている場合は、前月末の7日前までに休会届にて申請を行ってください。
12. 週のうち数日しか出勤しなくなったが、毎日利用できますか？
→放課後に児童を家庭で保育できる状態にある場合は利用できません。就労により家庭で保育できない日に限って利用が認められます。就労証明書に出勤する曜日を詳しく明記してもらってください。また、勤務条件等に変更があった場

合は、新しい就労証明書の提出をお願いします。

13. 夏休み等、長期休暇中のみ入会は可能ですか？

→利用希望月の2ヶ月前から申込受付いたします。定員超過の場合は、欠員が出るまでお待ちいただく場合があります。

14. 入会を申し込んだがキャンセルしたい場合や、入会決定を受けたがキャンセルしたい場合はどうすればいいですか？

→学童クラブ申請取下・決定辞退届を提出してください。申込み・入会をキャンセルします。

15. 風邪で学校を休んだので、学童クラブも利用しませんが、連絡は必要ですか？

→必要です。学童クラブにも欠席の連絡を忘れずにお願いします。

16. 学校から、こどもの具合が悪い（発熱・嘔吐・下痢等）ため迎えに来て欲しいと連絡があったが、すぐに迎えに行くことができない。学童クラブへ登所させて休ませてほしい。

→学童クラブには、学校の保健室のように具合が悪い児童が休める設備はありません。毎日多くの児童が利用していますので、他の児童への感染を防ぐ意味でも、学校で具合が悪くなった場合は学童クラブに登所させず、直接学校へお迎えをお願いします。

17. 両親共に勤務地が遠く、学校休業日は開所時間の8時に送り届けることができません。児童のみで登所することは可能ですか？

→2年生以上で、やむを得ない理由により送り届けができない場合のみ、「学校休業日の登所方法確認届」の提出により、児童のみで登所することが可能になります。ただし、土曜日保育で学区外から利用している児童は保護者の送迎が必要です。

【学童クラブに関するお問い合わせ先】

山梨市役所こども・子育て課 保育担当
0553-22-1111